

平成 29 年 3 月 28 日

行政改革研究会の概要

1 趣旨

- ・地方公共団体は、厳しい財政状況下において、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化などの社会経済情勢の変化に適切に対応し、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供する必要がある。
- ・これまでの行政改革や定員適正化への取組から職員数が減少している中で、県内各市町村が、持続可能な行政サービス提供体制を維持するためには、民間委託の推進、指定管理者制度の導入、窓口業務改革などの更なる業務改革に取り組むとともに、市町村間の連携などあらゆる手法を検討する必要がある。



行政運営の効率化や最適化を実現するため、県内各市町村に共通する行政課題の解決に向けた研究・検討を行う「行政改革研究会」を設置する。

2 行政改革研究会の組織と仕組み

